

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者共通募集要領 正誤表

○令和4年5月2日（月）訂正

\_\_\_\_\_は訂正箇所

ページ	誤	正
3	<p>6 委託料（見積上限額）</p> <p>（1）基本となる運営委託料の上限額 運営委託料の上限額は、各業務につき次のとおりとする。 ※引継保育に係る補助金については<u>（3）</u>を参照のこと。</p>	<p>6 委託料（見積上限額）</p> <p>（1）基本となる運営委託料の上限額 運営委託料の上限額は、各業務につき次のとおりとする。 ※引継保育に係る補助金については本要領の<u>5</u>を参照のこと。</p>
4	<p>6 委託料（見積上限額）</p> <p>（3）委託料の決定</p> <p>イ 個別の支援を要する障がい等を有する児童の受入れにより、業務量の増大が認められる場合は、本要領の<u>5（2）</u>に定める金額を超えない範囲において協議し、再度見積りを徴取して契約を締結する。</p>	<p>6 委託料（見積上限額）</p> <p>（3）委託料の決定</p> <p>イ 個別の支援を要する障がい等を有する児童の受入れにより、業務量の増大が認められる場合は、本要領の<u>6（2）</u>に定める金額を超えない範囲において協議し、再度見積りを徴取して契約を締結する。</p>